

著作権法の一部を改正する法律 (平成30年改正) の概要

弁護士 澤田 将史¹

はじめに

著作権法の一部を改正する法律案は、平成30年2月23日に閣議決定され、国会に提出された。

第196回通常国会では、平成30年4月6日に衆議院文部科学委員会で質疑が行われた後、同月11日に参考人質疑及び質疑が行われ、同月13日に可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議²」(以下「衆議院附帯決議」という。)が決議された。その後、同月17日に開催された衆議院本会議において、採決が行われ、可決された。

参議院において、平成30年5月15日に文教科学委員会で参考人質疑が行われた後、同月17日に質疑が行われ可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議³」(以下「参議院附帯決議」という。)が決議された。その後、同月18日に開催された参議院本会議において、採決が行われ、可決された。

このような経過を経て、著作権法の一部を改正する法律は、平成30年5月18日に成立し、同月25日に平成30年法律第30号として公布された⁴(以下、この法律による改正を「本改正」という。)

本改正は、平成29年4月に文化審議会著作権分科会において取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書⁵(以下「分科会報告書」という。)等を踏まえ、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応するべく、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、必要な改正を行うものである。また、印刷物の判読に障害のある者の著作物等の利用機会を促進するため、世界知的所有権機関において、平成25年6月に採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」(以下「マラケシュ条約」という。)⁶の締結のため必要な措置を講じるものである。具体的には、主に以下の4点について規定の整備を行っている。

1 早稲田大学大学院法務研究科修了後、長島・大野・常松法律事務所入所。平成28年11月から文化庁長官官房著作権課に出向し、本稿執筆時点(平成30年9月24日)現在、文化庁長官官房著作権課著作権調査官・弁護士。本稿は筆者の個人的見解であり、所属する組織の見解ではない。

2 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka2FF88AD49B164BB04925826E0029907C.htm (最終確認日:平成30年9月24日)

3 http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f068_051701.pdf (最終確認日:平成30年9月24日)

4 著作権法の一部を改正する法律の条文等の詳細については、文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/ (最終確認日:平成30年9月24日)に掲載されている。

5 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf (最終確認日:平成30年9月24日)

6 マラケシュ条約の全文等の詳細については、外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html (最終確認日:平成30年9月24日)に掲載されている。

①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

このうち、①、③及び④に係る改正事項については平成31年1月1日に、②に係る改正事項については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に、それぞれ施行することとしている。

本稿においては、本改正の概要を説明する。改正事項は多岐にわたり、その内容も複雑であるため、本稿においては、特に読者の携わる実務に影響する可能性が高い①に係る改正事項の解説を中心とし、かつ、主要なポイントに絞っての解説となること（各規定の要件について網羅的に解説するものではないこと）をご容赦いただきたい。

なお、第196回通常国会においては、上記著作権法の一部を改正する法律のほか、著作権法に関連する法律として、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第70号）及び民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立しているが、本稿ではこれらの法律については取り扱わない。

以下では、本改正による改正後の著作権法の規定については、法律名を付さずに「第〇条」と記載し、本改正による改正前の著作権法の規定については、「現行第〇条」と記載する。

デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

1 改正の経緯

IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置付けられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

このような技術革新の中、現行著作権法について、権利制限規定を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定しているため、類似の行為でも条文上明記されていなければ形式的には違法となるので利用の萎縮が生じているとの指摘や技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難であるとの指摘がなされてきた。

このような指摘を受けて、情報通信技術の進展等の時代の変化に対応した著作物の利用の円滑化を図るため、「柔軟な権利制限規定」の整備についての検討が開始された。ここで「柔軟な」とは、ある行為に当該規定が適用されるか否かについての解釈の余地の程度を表すものとして用いられている。例えば、米国のフェアユース規定⁷（①利用の目的及び性質、②著作物の性質、③著作物全体との関連における利用された部分の量及び実質性、④著作物の潜在的市場又は価値に対する利用の影響を総合的に考慮し、公正であると認められれば著作物を利用することができる規定）は非常に柔軟性の高い権利制限規定といえる。

文化審議会著作権分科会においては、アンケート調査・ヒアリング調査・文献調査等の結果を踏まえ、権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等の分析を行い、米国のフェアユース規定のように非常に柔軟性の高い一般的・包括的な規定の導入の是非も含め、我が国にとって最も望ましい柔軟な権利制限規定の整備の在り方について検討を行った。その検討においては、我が国の

7 米国著作権法第107条

大半の企業や団体は高い法令遵守意識と訴訟への抵抗感を持っており規定の柔軟性よりも明確性を重視していること等から、非常に柔軟性の高い一般的・包括的な権利制限規定を創設した場合には、公正な利用の促進効果はそれほど期待できないと評価された。その一方で、国民に著作権に対する理解が十分に浸透していないこと等から、非常に柔軟性の高い一般的・包括的な権利制限規定を創設した場合には、過失等による不公正な利用を助長する可能性が高まるものと評価された。また、法定損害賠償制度や弁護士費用の敗訴者負担制度がない我が国の訴訟制度の下では、不公正な利用に対して権利者が訴訟をしても費用倒れになることが多く、不公正な利用が助長された場合に権利者が被る不利益は大きいものと評価された。さらに、立法府と司法府の役割分担の在り方との関係でも非常に柔軟性の高い権利制限規定を設けることは民主的正統性の観点から必ずしも望ましいとは言い難いこと、刑罰法規の明確性の原則との関係でも疑義が残ることが明らかとなった。

以上の分析を踏まえ、文化審議会著作権分科会においては、我が国の諸状況を前提とすれば、米国のフェアユース規定のような非常に柔軟性の高い一般的・包括的な規定ではなく、明確性と柔軟性のバランスを備えた複数の規定の組合せによって対応することが望ましいとの判断がなされた。具体的には、①通常権利者の利益を害しないと考えられる行為類型については、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い規定を整備することが適当であり、②権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型については、利用目的等によってある程度大きくくり範囲を確定し、権利者の正当な利益への適切な配慮を行った上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することが適当であるとされた。

このような文化審議会著作権分科会の検討結果を踏まえて、本改正では、①通常権利者の利益を害しないと考えられる行為類型に該当するものとして、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に関する規定（第30条の4）及び電子計算機における著作物の利用に付随する利用等に関する規定（第47条の4）、②権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型に該当するものとして、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5）に関する規定を、それぞれ適切な柔軟性を持たせる形で整備することとした⁸。

本改正による柔軟な権利制限規定の整備によって、文化審議会著作権分科会において優先的に検討すべきとされた情報解析サービスやシステムのバックエンドにおける複製等の現在把握されているニーズのみならず、将来生じるニーズにも柔軟に対応することが可能となったものと考えられる。後述のとおり、情報解析に関しては特に規定の柔軟化が図られているため、AIによる機械学習や深層学習（ディープラーニング）等に用いるための著作物の利用に関するニーズには広く対応しているものと考えられる。

また、新たに規定を整備するに当たり、新設する規定と権利制限の趣旨が共通する現行法の権利制限規定については、それぞれ新設する規定に整理・統合することとした⁹（具体的内容については後述する。）。こうした整理・統合は、現行法において権利制限の対象として想定されてい

8 柔軟な権利制限規定の整備に当たっては、デジタル化・ネットワーク化の進展等による時代の変化に柔軟に対応できるように、抽象度を高めた規定を整備することとしている。もっとも、技術の進展等によって、現在想定されないような新たな利用態様が現れる可能性があることや、著作物の利用市場も様々存在すること等を踏まえ、著作権者の利益が不当に害されることがないように、「著作権者の利益が不当に害されることとなる場合は、この限りでない」とのただし書を設けている。

9 このような整理・統合を行ったのは、同じ趣旨に基づいた柔軟な権利制限規定と個別の場面についての権利制限規定が並存すると、規定の文言の反対解釈等により、同じ趣旨が妥当する行為について権利制限の対象とならないとの解釈を招くおそれがあるためである。